

# 令和元年度第5回岩手県子ども・子育て会議 議事録

日時：令和2年1月20日(月)14:00～

場所：岩手県産業会館

## 1 開会

### ○大内少子化・子育て支援担当課長

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、只今から「令和元年度 第5回岩手県子ども・子育て会議」を開会いたします。

私は、子ども子育て支援課 少子化・子育て支援担当課長の大内と申します。

本日の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日御出席いただいている委員の皆様は、委員総数28名のうち24名であり、過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本日の会議は、公開となっておりますので、御了承願います。

## 2 あいさつ

### ○大内少子化・子育て支援担当課長

開会に当たり、保健福祉部長の野原 勝から御挨拶を申し上げます。

### ○野原保健福祉部長

皆様には、お忙しい中、「岩手県子ども・子育て会議」に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、昨年12月には、本会議の委員の改選がございまして、委員の皆様には、新任、あるいは再任という形で、委員に御就任をいただき、誠にありがとうございます。

また、今期からは、これまでよりも更に広く、子ども・子育て支援に関する御意見をいただくため、子育て支援の分野から おひと方、子どもの保護者から公募委員としておふた方、委員を拡充してございます。

新任の皆様、また、再任された委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今年度は、これまでに4回 本会議を開催し、次期いわて子どもプランに盛り込む施策の内容等について御議論をいただけてきたところですが、次期プランの中でも、重点的に取り組む施策の一つであります、子どもの貧困対策に関連しまして、本会議の子どもの貧困対策推進計画部会において、「子どもの生活実態調査」の調査結果については、より詳細な分析を行い、より実効性の高い施策の検討を行うべきとの御意見をいただいたところでございます。

本日の会議におきましては、前回の会議でお示した中間報告の内容を踏まえたプランの内容等について、御議論を頂戴したいと考えているところでございますが、詳しく

は、後ほど事務局から御説明をいたしますが、「子どもの生活実態調査」については、より詳細な分析を行った上で最終報告を取りまとめるとともに、プランに関しましても、最終報告を踏まえた内容にするなど、更に充実した内容とするべく、当会議におきまして、更なる御議論を頂戴したいと考えているところでございます。

次期子どもプランにつきましては、より実効性の高い計画を策定して参りたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、それぞれの分野、お立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

### ○大内少子化・子育て支援担当課長

本日の御出席者ですが、お手元の出席者名簿に記載しておりますので、全員の御紹介につきましては割愛させていただきます。

なお、野原からの挨拶にもありましたが、今回の改選において、子どもの保護者の分野においてお二方、子育て支援分野におきましてお一方、委員を拡充しております。

出席者名簿順に新たに委員に御就任いただいた方について御紹介いたします。

公募委員

古川 美香 様です。

同じく公募委員

八幡 初恵 様です。

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団

常務理事兼事務局長 鈴木 豊 様です。

久慈市

子育て支援課長 笹原 賢二 様です。

西和賀町教育委員会

学務課長 照井 哲 様です。

NHK盛岡放送局

企画編成部副部長 望月 健太郎 様です。

## 3 報告

岩手県子ども・子育て会議支援計画部会の会議結果について

岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会の会議結果について

岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画部会の会議結果について

岩手県社会的養育推進計画について

「いわて子どもプラン」に掲げる主な指標項目と平成30年度実績の評価について

いわて子どもプランの構成及び今後の進め方について

### ○大内少子化・子育て支援担当課長

続きまして、3の報告に入らせていただきます。

それでは、岩手県子ども・子育て会議条例の第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を遠山会長にお願いいたします。

### ○遠山会長

会長を仰せつかっている遠山と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、皆様のお手元の次第に従い進めて参ります。

次第の3、報告の1、支援計画部会の会議結果について、支援計画部会、会長の大塚委員より説明をお願いします。

### ○大塚委員

去る11月21日に、第2回支援計画部会を開催し、「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」の中間案について、意見交換を行いました。

会議の詳細につきましては、事務局より説明をお願いします。

### ○中村主査

子ども子育て支援課の中村と申します。

私の方から、第2回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会の会議結果につきまして、資料1により説明をさせていただきます。

前回の10月4日の子ども・子育て会議におきましては、9月に開催いたしました第1回の支援計画部会の会議結果につきまして報告をさせていただきましたが、そののち開催いたしました、第2回会議の結果を御報告させていただきます。

新しい委員の方もいらっしゃいますので、支援計画部会について御説明いたしますが、子ども・子育て支援法によりまして、各都道府県では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項について定める「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとされ、現行の計画につきましては、平成27年に策定されたもので、計画期間が5年間となっております、今年度が最終年度となっております。

このため、来年度から5年間を計画期間とする次期子ども・子育て支援事業支援計画を策定するため、会長から指名された委員の皆様で構成する支援計画部会を、今年度開催しまして、部会の委員の皆様から計画案に対しまして、御意見をいただいていたところ です。

「1会議日時等」であります。今回御報告しますのは、第2回の支援計画部会で、11月21日、木曜日に開催をいたしました。

部会委員7名中、4名の御出席をいただいたところです。

「2議事内容」でございますが、次期「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」の中間案について、事務局から、9月の第1回の支援計画部会で各委員の皆様から頂戴しました御意見等を踏まえ、作成した計画の中間案をお示しをしまして、御意見をお伺いしました。

いただきましたご意見としましては、幼稚園や保育所を利用していない、施設を利用していない家庭についても、勉強したいという人たちが昔よりも増えてきているので、幼児教育センターや幼児教育アドバイザーが、そのような家庭も含めて、全体を網羅して支援する機能となるとよい。といった御意見。

ぼつの二つ目ですが、保育所や幼稚園に預けて、子どもがほかの子どもたちと交わって成長していくことはよいことであり、自分の家庭だけで育つより、そのような機会が多い方がよいと思っている。一方で、子育てが、施設任せとはならないように、家庭では親が子どもに声をかけたり、子どもの気持ちを聞いたり、信頼関係を作っていくことが必要である。そのためにも、親の教育、育ちも大変大事であり、親に対して、子どもを育てるといえるのはこういうことだということ伝えていくような場があればよい。といった御意見。

ぼつの三つ目ですが、子育ての不安は、こんなことを聞いてもよいのかという些細なことで悩んでいる人が多く、そのようなことを相談できる場所が、なかなか相談したい人に伝わっていない場合もあるので、気軽に相談できるように、わかりやすくなっているとよい。といった御意見などを、第2回の部会でいただいたところです。

「3 今後のスケジュール」でございますが、現在、2月7日を期限としまして、パブリック・コメントを実施しております。その後、県議会2月定例会常任委員会での報告、各市町村で策定を進めております子ども・子育て支援事業計画の内容を踏まえまして、最終的な調整を行った上で、計画を策定する見込みとしております。

以上、支援計画部会の会議結果の報告とさせていただきます。

#### ○遠山会長

ただ今の報告事項について、御質問や御意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、次の報告の2、子どもの貧困対策推進計画部会の会議結果について、子どもの貧困対策推進計画部会 会長の大塚委員より説明をお願いします。

#### ○大塚委員

去る11月18日及び12月20日に、子どもの貧困対策推進計画部会を開催し、子どもの生活実態調査結果の分析、調査報告書の最終案について、意見交換を行いました。

会議の詳細につきましては、事務局より説明をお願いします。

## ○才川主任主査

子ども子育て支援課の才川でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、子どもの貧困対策推進計画部会の会議結果につきまして、詳細の説明をさせていただきます。

着座にて説明をさせていただきます。

右肩に資料2と書いてある資料をお開き願います。

子どもの貧困対策推進計画部会につきましては、昨年11月18日に第2回部会を、それから、同じく12月20日に第3回部会を開催いたしました。

内容につきましては、第2回の部会におきましては、岩手県子どもの生活実態調査結果の詳細分析について、事務局から、子どもの幸福感、自己肯定感に着目した比較分析について説明し、意見交換を行いました。

なお、分析結果の評価や報告書のまとめ方等については、おって事務局に意見を提出いただくこととしたところでございます。

次に第3回部会につきましては、岩手県子どもの生活実態調査報告書最終報告書案について、事務局から説明をいたしまして、意見交換を行いました。

意見交換の主な意見等につきましては、下に記載しておりますとおり、計量テキスト分析については、別な分析表と併せて見た方が、より正確である。また、具体的な回答例があった方がよいのではないか。子どもの幸福感、自己肯定感に着目した比較分析について、影響を与えている、相関関係が見られるとまではいえないので、関連していることが窺えるなどと表記をすべきではないか。

主な課題及び今後の取組の方向性については、並べ方をもっと整備すべきではないかといった意見を頂戴したところでございます。

これらの意見を踏まえまして、現在、最終報告書の作成を進めているところでございます。

次のページを御覧願います。

いわての子どもの貧困対策推進計画の素案につきまして、事務局から新旧対照表の形で説明をいたしまして、意見交換を行いました。

これに対しまして、親への支援と子どもへの支援を明確にすべき、あるいは、学校を窓口とした、福祉関連機関等との連携について、ケースワーカーとあるのは、ソーシャルワーカーと置き換えた方がよいのではないか。あるいは、ひとり親支援に関わる、民間も含めた関係機関ネットワークについては、保育所、医療機関も参加した方がよいのではないかといった意見を頂戴したところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今月31日開催予定の第4回部会におきまして、引き続き計画案の協議等を行うこととしているところでございます。

以上です。

## ○遠山会長

ただ今の報告について、御質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。それでは、次に参ります。

報告の3、ひとり親家庭等自立促進計画部会の会議結果について、ひとり親家庭等自立促進計画部会、会長の大塚委員より説明をお願いします。

## ○大塚委員

去る11月18日及び12月20日に、ひとり親家庭等自立促進計画部会を開催し、「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」の素案、ひとり親世帯等実態調査報告書の最終案について、意見交換を行いました。

会議の詳細につきましては、事務局より説明をお願いします。

## ○才川主任主査

それでは引き続き、説明をさせていただきます。資料の3を御覧願います。

ひとり親家庭等自立促進計画部会につきましては、昨年11月18日に第2回部会を、12月20日に第3回部会を開催いたしました。

第2回部会につきましては、岩手県ひとり親家庭等自立促進計画の素案について、事務局から、計画策定の考え方や平成30年度岩手県ひとり親世帯等実態調査報告書案の概要、計画の素案について説明をし、意見交換を行いました。

第3回部会におきましては、平成30年度岩手県ひとり親世帯等実態調査報告書について、事務局から最終案について説明を行いました。

最終案について、委員等からの意見はございませんでした。

なお、当報告書は、部会の開催後の12月末に完成しましたことから、市町村等の関係機関に送付したほか、県公式ホームページにおいて公表しております。

次に岩手県ひとり親家庭等自立促進計画の素案につきまして、事務局から計画の素案の説明を行い、意見交換をしたところでございます。

主な意見といたしましては、ひとり親家庭が安心して暮らせるためには、孤立化させないことが大事であり、その文言を計画に記載すべき。あるいは、ひとり親家庭に対する相談体制の充実に向けて、相談を受ける側の研修を充実させるべきといった意見を頂いたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、1月31日に開催予定の第4回部会において、引き続き計画案の協議を行うこととしているところでございます。

以上です。

## ○遠山会長

ただ今の報告事項について、御質問、御意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

次は、報告の4 岩手県社会的養育推進計画について、事務局から説明をお願いします。

#### ○高橋子ども家庭担当課長

子ども子育て支援課子ども家庭担当の高橋でございます。私の方からは社会的養育推進計画の中間案の概要について説明させていただきます。

お手元の資料4、A3版の資料を御覧願います。

こちらの岩手県社会教育推進計画につきましては、子ども子育て会議部会を設ける形ではなく、既存の検討会議の場で協議等を行っております。

社会的養育推進計画につきましては、第3回の会議で、素案について御報告をさせていただきましたが、その後、検討会の委員の皆様にご意見を伺いながら、修正を加えまして、中間案をとりまとめましたので、御報告申し上げます。

まず、資料の右上、計画の目的を御覧願います。

この計画は、家庭環境に恵まれず社会的養護を必要とする子ども、つまり、実の親御さんから何らかの理由で養育を受けられないような状況にある子どもに対しまして、児童養護施設などの施設や里親の下で、適切な支援を受けながら、できる限り家庭的環境のもとで養育されるための取組や、施設等を退所した後も円滑に自立していくための支援などを推進することを目的として策定するものであります。

次に、一番上の計画の名称を御覧願います。子どもプランと同様に、計画名に（2020～2029）と計画期間を追加しております。

名称のとおり、この計画の期間は10年間となっております。

また、この計画は、国の通知に基づいて策定するもので、いわて子どもプランの部門別計画に位置付けているものでございます。

次に3の本県の状況を御覧願います。

里親に委託されている子どもの数と、里親委託率、これは施設に入所している子どもも含めた、社会的養育を必要とする子どもの全体数に対して、里親委託されている子どもの割合ですが、これらは、徐々にではありますが、年々増加しております。

次の児童養護施設の定員につきましては、現在、平成27年度を初年度とする家庭的養育推進計画に基づきまして、少人数のグループごとに家庭的な環境の下で養育をするという方針に基づいて施設整備などを行って参りましたので、施設の定員が徐々に減少しております。

次の一時保護児童数につきましては、少子化が進行している中にありましても、近年の児童虐待相談等の増加に伴いまして、一時保護される子どもの数は年々増加しております。

一時保護された後、家庭に帰る環境が整わない子どもは、施設や里親の下に預けられ

ることになりますので、里親や施設での養育を必要とする子どもは、今後、増加していく可能性が高いと考えられます。

次に「4 基本的考え方」を御覧願います。

社会的養育を必要とする子どもの権利保障と、家庭的養育優先原則、これは、難しいケアを要するような子どもでなければ、施設よりも里親を優先するということと、施設に入所する場合も、先ほども申し上げましたとおり、少人数単位での家庭的な環境のもとで養育をするということを基本に位置付けております。

次に、「5 今後の代替養育を必要とする子ども数の見込」を御覧願います。

施設や里親による養育を必要とする子ども、計画では代替養育を必要とする子どもと表現しておりますが、これは、今後増加するだろうと推測しておりまして、そういった子どもたちが行き場がなくなることをないように、受け皿を十分に確保できるようにという観点で、10年後の見込数を試算しております。

里親につきましても、施設入所児童を対象とした調査の結果に基づきまして、里親が望ましい子どもがどれだけいるかということを考慮して、里親に委託する子ども数の見込と里親委託率を試算しております。

この計画は、令和6年度まで5年間を前期、令和11年度までを後期としておりますので、それぞれの見込数または目標値を表に記載しております。

「6 推進施策」につきましては、国の通知に基づきまして、8つの項目を柱に掲げております。

まず、子どもの権利擁護として、アンケートなど、子どもの意見をくみ取る機会の確保。

2の身近な地域における子ども家庭支援体制の構築として、市町村の取組の支援、

3の里親委託の推進として、児童相談所の体制整備と、乳児院や児童養護施設等と連携した包括的な里親支援体制の構築、

4の永続的に安定した養育環境の保障として、養子縁組等の支援、

5は、先ほども申し上げました施設の小規模化と併せて、施設の多機能化、高機能化の推進、

6は、一時保護の環境整備としまして、施設の改修や職員の資質向上に向けた取組、

7は、施設等から円滑に自立して、就職・進学するための支援、

8は、専門的な相談対応を行う児童相談所の機能強化に向けて、専門職員の増員と人材育成

これらに取り組んでいくこととしております。

「7 計画の推進」と「8 役割分担」は記載のとおりでございます。

「9 策定スケジュール」につきましては、12月末からパブリックコメントと記載しておりますが、恐れ入りますが、1月に修正をお願いいたします。1月8日から2月7日までの期間でパブリックコメントを実施中でございます。

今後、パブリックコメントの意見等を踏まえて修正を行いまして、年度内に計画を策定する予定としております。

以上でございます。

#### ○遠山会長

ただ今の報告事項について、御質問、御意見はございませんか。

よろしいでしょうか。それでは、次に参ります。

報告の5、いわて子どもプランに掲げる主な指標項目と平成30年度実績の評価について、事務局から説明をお願いします。

#### ○菅原主査

子ども子育て支援課の菅原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

いわて子どもプランに掲げる主な指標項目と平成30年度実績の評価について、御説明をさせていただきます。御説明する資料は資料の5となっております。

資料に入ります前に、初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、「いわて子どもプラン」について簡単に御説明いたします。

「いわて子どもプラン」は、県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備や、一人一人の子どもを健やかに育てることができる社会の実現を目的として、平成27年4月に施行いたしました「いわての子どもを健やかに育てる条例」に基づく基本計画であるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく、県の行動計画として策定しているものでございまして、内容といたしましては、お配りしている冊子のとおりとなっております。

また、現在のプランの期間は、平成27年度から今年度までの5年間となっております。

改めまして資料5を御覧願います。

「いわて子どもプラン」に掲げる取組の進捗状況につきましては、資料5にございます指標項目により毎年度評価をしております。これらの指標につきましては、本県の総合計画であります「いわて県民計画」のアクションプランの指標のうち、子ども・子育て関連の施策に関する指標から設定をしているものです。

そして、「いわて県民計画」の指標につきましては、毎年度、政策評価を行っておりますので、この政策評価と連動する形で「子どもプラン」の指標としても評価を行っているところでございます。

なお、今年度の第1回の当会議におきまして、前年度、平成30年度の実績値につきましてはお示しをしておりましたが、その後、目標値に対しての評価を行いましたので、その結果に関しましてお示しするものでございます。

資料の真ん中、指標の達成度についてですが、目標値に対し、実績値の進捗状況に応

じて判定することとしており、目標値に対する進捗状況が100%以上のA判定、80%以上のB判定、60%以上のC判定、60%未満のD判定と、4段階で評価することとしております。

子どもプランに関連する指標としましては、28項目ございますが、このうち、達成度がCまたはDとなっておりますのが、指標2、結婚サポートセンターの会員成婚数、8の不妊治療に係る治療費の延べ助成件数、ページをおめくりいただき、18の食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの受講者数、22の男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の割合となっております。

達成度がCまたはDとなった理由につきましては、記載のとおりでございますが、この結果を踏まえまして、今後、一層、注力して取り組む必要があるものと考えているところでございます。説明は以上となります。

### ○遠山会長

ただ今の報告について、説明はCとDのところの4つでしたが、何か御質問、御意見はございませんか。

よろしいでしょうか。それでは、次に参ります。

報告の6、いわて子どもプランの構成及び今後の進め方について、事務局から説明をお願いします。

### ○菅原主査

いわて子どもプランの構成及び今後の進め方について、御説明をさせていただきます。御説明する資料は資料の6となっております。

1 次期いわて子どもプラン策定の趣旨ですが、現行のいわて子どもプランが今年度までの計画期間となっておりますことから、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする次期いわて子どもプランを策定するものでございます。

2 次期いわて子どもプラン策定に向けての主な観点等ですが、(1) いわての子どもを健やかに育む条例の施行後、初めて策定する計画であり、当該条例に規定する「基本理念」や「子ども・子育て支援に関する基本的施策」に沿った構成として策定すること。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく岩手県行動計画として位置付けること。(3) 県の子ども・子育て支援に関する、5つの個別計画のマスタープランとして位置付けること。(4) 「子どもの生活実態調査」の結果等を踏まえた施策を盛り込むこと。(5) 県の総合計画であります、いわて県民計画(2019～2028)の長期ビジョン、復興推進プラン及び政策推進プランにおける基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくこととしております。

3 策定に向けた取組等ですが、今年度、当会議を4回開催させていただき、次期プランに盛り込む施策の内容等について、議論を重ねてきたところでございますが、貧困

対策推進計画部会において、「子どもの生活実態調査」について、調査結果の詳細な分析を行い、より実効性の高い県の施策の検討を行うべきとの意見を頂いたところでございまして、このため、同部会の意見を踏まえ、最終報告書の取りまとめに向けて調査結果の詳細な分析を行うこととして、取りまとめの時期を後ろ倒しにしておりますこと、また、いわて県民計画（2019～2028）の長期ビジョン、復興推進プラン及び政策推進プランにおける基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえまして、一体的に推進していくことや、子ども・子育て支援に関する個別計画との関係性をわかりやすくするため、プランの構成を全体的に見直すこととしております。

そして、次期プランについては、「子どもの生活実態調査」最終報告書の内容を踏まえた内容とし、また、いわての子どもを健やかに育む条例に基づく基本計画であり、策定に当たりましては、県議会の承認の必要がありますことから、プランにつきましても、策定の時期を後ろ倒しさせていただきたいと考えております。

したがって、4 今後の進め方についてですが、本日、当会議におきまして、次期プランの中間案に係る意見をいただいたのち、2月以降、県議会に対する計画策定の報告、子どもの生活実態調査最終報告書の取りまとめ、その内容を踏まえた案によりましてパブリックコメント、地域説明会を実施、子ども・子育て会議において最終案に係る意見の聴取、そして、県議会に計画の承認議案の提出、審議と進めてまいりたいと考えております。

確定ではございませんが、次回の会議につきましては4月頃、県議会への承認議案の提出がそれ以降となる見込みでございます。

説明は以上となります。

#### ○遠山会長

大きな実態調査を行いましたので、その件で少し後ろ倒しになっているということですね。この件について、御質問、御意見等はございませんか。

それでは、以上が報告でございます。

お手元の次第の4、議題に入ります。

#### 4 議題

##### 副会長の選出について

##### いわて子どもプラン（2020～2024）の中間案について

#### ○遠山会長

議題の1 副会長の選出について、事務局から説明をお願いします。

### ○大内少子化・子育て支援担当課長

会長につきましては、御案内のとおり岩手県立大学の遠山委員に御就任いただいておりますので、本日は、副会長につきましては御選出いただく必要がございます。

岩手県子ども・子育て会議条例の第3条第1項の規定によりまして、委員の互選によることとされておりますが、差し支えがなければ候補者について事務局から御提案させていただきますいたしたいのですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

事務局としましては、副会長につきましては、岩手県 民生委員 児童委員協議会の米田委員に、引き続きお願いしたいと考えておりますので、そのように御提案いたします。

(異議なしの声)

### ○遠山会長

皆様よろしいでしょうか。

それでは、副会長は米田委員にお願いしたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題の2 いわて子どもプラン（2020～2024）の中間案について、事務局から説明をお願いします。

### ○菅原主査

次期いわて子どもプランの現在の案について、御説明をさせていただきます。

主に資料7-1、プランの概要版を使いまして御説明いたしますが、併せて資料7-2 プラン中間案、そして、1枚物、両面刷りの資料、いわての子どもを健やかに育む条例につきましても御覧願います。

また、資料7-2でございますが、修正箇所がございまして、大変申し訳ございませんが「いわて子どもプラン（2020～2024）（中間案）修正項目」という両面刷りの1枚物の資料のとおり、資料7-2の28ページと77ページについて修正してございます。

それでは、プランの概要について御説明いたしますので、資料7-1を御覧願います。

先程、報告の(6)で御説明をしておりますが、県の総合計画であります、いわて県民計画（2019～2028）の長期ビジョン、復興推進プラン及び政策推進プランにおける基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえまして、一体的に推進していくことや、子ども・子育て支援に関する個別計画との関係性をわかりやすくするため、プランの構成を前回までにお示ししましたものから全体的に見直しを行っております。

まず、プランの名称ですが、プランの時期を特定するため、いわて子どもプラン2020～2024と称することとしております。

次に、全体の構成ですが、第1章、計画の基本的な考え方、第2章、本県の子どもと家庭をめぐる現状と課題、第3章、目指す姿及び推進する施策、第4章、計画推進に向

けての、全部で4章の項目立てとなっております。第1章から、順に、御説明いたします。

第1章、1、策定の趣旨ですが、この計画は、いわての子どもを健やかに育む条例第11条に基づく「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として策定するものであり、本計画の策定に当たっては、条例第3条の基本理念を基本的な考え方としております。

2、基本理念につきましては、条例の第3条の3項目をそのまま記載しております。

3、計画期間は 2020年度から2024年度までの5年間としております。

4、いわて県民計画（2019～2028）との関係ですが、「長期ビジョン」、「復興推進プラン」、「政策推進プラン」等における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進することとしております。

続きまして、第2章、本県の子どもと家庭をめぐる現状と課題ですが、データ等を用いまして現状分析を行った上で、課題につきまして11項目に整理してございます。

続きまして、第3章、目指す姿及び推進する施策でございます。

1、目指す姿ですが、「社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、誰もが子どもを健やかに育みやすいと実感できるいわて」としております。

これは、条例の前文から引用をしているものであります。

2、目指す姿指標ですが、合計特殊出生率、男性の家事時間割合、総実労働時間の3つの指標を掲げております。これは、本計画について、いわて県民計画（2019～2028）における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくこととしていることから、いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョンの「家族・子育て」の政策分野における主要な指標を、目指す姿指標として設定しているものです。

3、推進する施策でございます。

（1）から（4）まで分類しておりますが、（1）子どもの健やかな成長を支援する、（2）子育て家庭を支援する、（3）子どもを生み、育てようとするものを支援するにつきましては、条例第9条に掲げる項目ごとに整理しているものであり、これに、（4）東日本大震災津波からの復興を推進するを加えてございます。

一旦、ページをおめくり願います。

3、推進する施策の内容についてでございますが、更に分類を行ってございまして、この分類につきましては、いわて県民計画（2019～2028）の「政策推進プラン」と連動をさせております。ゴシックでア、イ、ウと記載しております項目が、政策推進プランの中分類に当たります政策項目名と一致させており、カッコつきのア、イ、ウで記載しております項目が、政策推進プランの小分類に当たります具体的推進方策の項目名と一致させております。なお、（4）東日本大震災津波からの復興を推進するに関しましては復興推進プランの項目と一致させております。

ここで、3、推進する施策につきまして、記載方法について御確認いただくため、お

手数ですが、資料7-2いわて子どもプラン中間案をお開き願います。資料7-2の35ページを御覧願います。例示でございますが、先ほどの資料7-1のカッコつきのア、イ、ウの項目ごとに、「現状・課題」、「主要な施策の概要」、「指標」、そして※印、注釈を記載しております。「主要な施策の概要」につきましては、以前のプラン案から基本的には変更を加えてございません。「現状・課題」につきましては、「主要な施策の概要」ごとに記載することとしたこと、「指標」につきましては、以前の案と同様に、いわて県民計画（2019～2028）の「政策推進プラン」と連動しておりますが、一覧表ではなく個別の項目ごとに記載することとしたこと、そして、注釈としまして、専門的な記載内容等をできるだけ細かく御説明することとしております。

恐れ入りますが、資料7-1にお戻り願います。

資料7-1、1枚目の右下、第4章、計画推進に向けてでございますが、ここでは、1、計画の推進のための役割として、条例第3条に基づきまして、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民の役割を整理しておりますほか、2、計画の推進体制としまして、計画の推進に当たっては、本会議の場などを通じて県民の意向を反映させること、3、施策の実施状況の公表と計画の見直しとしまして、計画の実施状況については、毎年度公表すること、柔軟に計画内容の見直しを行うことを記載してございます。

また、資料7-1の3ページ、最後のページでございますが、いわて子どもプランを子ども・子育て支援に関する5つの個別計画のマスタープランとして位置付けておりますことから、それぞれの関係性を整理しまして参考としてお付けしてございます。

最後に資料7-3と7-4でございますが、第2回と第3回の子ども子育て会議におきまして、委員の皆様から頂戴しました御意見に対する、子どもプラン中間案への反映状況等について整理した資料でございます。

私からの説明は以上となります。

#### ○遠山会長

今回、大分、詳細を書き加えていただいて、構成も見やすくしていただいたかと思えます。

皆様から御質問、御意見をお願いいたします。

#### ○高橋子ども家庭担当課長

補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

今回プランの見直しをしまして、構成の見直しといったところが大部分ですが、今回大幅に追加をしている部分がございます。その点について補足説明をさせていただきたいと思えます。

お手数ですが、資料7-2「いわて子どもプラン（中間案）」の25ページをお開き願います。

今回、子どもプランについては全体の構成を大幅に見直したもので、取組内容等の記載内容には大きな変更はないものでございますが、イ（イ）の「子どもの貧困対策の推進」の部分につきましては、今回、記載内容が大分増えております。

これは、9月の会議の時点の案では、「いわての子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進していくという旨のみ、記載しておりまして、昨年度実施いたしました「子どもの生活実態調査」の分析がまとまった後に、この調査結果に基づいた課題と取組を、追加して記載することとしていたものでございます。

その後、10月4日の第4回子ども・子育て会議におきまして、「子どもの生活実態調査結果」の中間報告を行っておりますので、この中間報告の中で明らかとなりました課題とその対応方策につきまして、今回の中間案に追加して盛り込んでおります。

それでは、今回追加した内容について、御説明申し上げます。

まず、現状と課題の欄を御覧願います。

「子どもの貧困対策の推進」の現状と課題につきましては、全て「子どもの生活実態調査」の結果を踏まえた内容を記載しております。

生活実態調査では、学校や家庭、就労、住居、食事など、様々な観点から調査を行っておりますが、プランでは、26ページの(1)教育の支援、27ページの(2)生活の安定、(3)就労の支援、28ページの(4)経済的支援と、大きく4つの項目に分類して整理しております。

まず、26ページの(1)教育の支援の②子どもの就学に関する課題を御覧願います。

ポツの1つめといたしまして、お子さんの進学について、どの世帯区分でも、理想は「大学まで」を選択している割合が「高校まで」を大きく上回っていますが、現実にはどこまでか、という質問に対しましては、ひとり親世帯では、「高校まで」を選択している割合の方が、「大学まで」を大きく上回っておりまして、その理由として、母子世帯では2割以上が、「経済的な事情」を選択しています。

にもかかわらず、ポツの3つめにありますとおり、就学のための経済的な支援制度について、「制度を知らない」を選択している割合が、母子世帯で高くなっておりますし、収入階層別では、収入の低い階層で制度を知らない割合が高いという結果になっております。

本来支援が必要と思われる世帯が多い階層に、必要な情報が行き届いていないということは大きな課題でありますので、主な施策の概要には、更なる周知等、活用の促進に向けた取組を推進していくといった旨を記載しております。

次に、27ページの(2)の④「保護者への相談支援に関する課題」を御覧願います。

生活実態調査の結果によりますと、母子世帯、父子世帯の保護者では、両親がいる世帯に比べて、お金や家計管理について、相談できる人がいないと回答している割合が非常に高くなっております。

さらに、このように相談相手がいないと回答しているにも関わらず、ひとり親世帯で

は、公的な相談窓口を相談先として選択している割合が非常に低いという結果となりました。

このため、対応する施策の概要といたしまして、国、県、市町村、社会福祉協議会、民生児童委員、そして、NPOなどの民間の法人や団体などが連携して包括的に相談支援できる体制をつくっていくということを記載しておりまして、現在、事業化に向けた検討を行っているところでございます。

この、関係機関等の連携による取組は、就労支援や経済的支援においても重要でありますので、それぞれの取組にも同様の内容を記載しております。

最後に 28 ページの一番下の「ひとり親世帯の経済的な支援に関する課題」のところを御覧願います。こちらは、1枚もので修正資料をお配りしておりますが、「ひとり親世帯」の次に「等」を追加して、「ひとり親世帯等の経済的な支援」と修正しております。

こちらは、ポツの1つめとしまして、調査の結果、教育に関する経済支援は世帯類型に関わらずニーズが高い。ポツの2つめには、先ほどと同様の内容となりますが、就学援助世帯、母子世帯、父子世帯に支援制度の周知が行き届いていないことが課題として明らかとなりまして、対策としまして、関係機関等の連携による相談支援体制の構築や支援制度の周知と活用促進などを記載しております。

今回の調査結果では、特にひとり親世帯が厳しい状況にあるということが改めて明らかとなったところではありますが、経済的な支援については、ひとり親世帯以外も対象とした総合的な支援施策を盛り込む必要がありますので、「ひとり親世帯」の次に「等」を加える形に修正をしたというものでございます。

また、生活実態調査につきましては、中間報告を行った後、詳細分析を行うということで、今、行っているところでありまして、最終報告書を取りまとめ中でございますが、その中で新たに分かってきた課題とその対応策につきましても、プランの方にも、主要な部分を盛り込みたいというふうに考えております。

現状といたしましては、実態調査の分析等を行っているところですが、作業状況としましては、分析作業は概ね終わっておりまして、これ以上追加するところはないのかなと思っておりますが、出てきた膨大な詳細分析の結果から、どういった課題が読み取れるのか、その数値をどういうふうに評価すべきなのかといったところを時間をかけて作業しているところでございます。

今のところの印象といたしましては、詳細に分析を行いました結果、新たな課題というよりは、中間報告で出てきた課題を裏付けるような、補強するような結果が多いと感じております。

いずれこちらにつきましても現在、鋭意取りまとめ中でございますので、そちらの作業状況を踏まえ、今回、プランに必要な部分を盛り込んでいきたいと考えてございます。

かいつまんだ御説明となって恐縮ですが、子どもの貧困対策の推進につきまして補足

させていただきました。

#### ○遠山会長

その他事務局から補足はありますか。  
よろしいでしょうか。

#### ○阿部委員

国公立幼稚園・こども園協議会の阿部幸子でございます。

質問ということで、すみません、ちょっと戻ってしまうのですが、資料の7の1 辺りからよろしいでしょうか。

7の1の説明で、推進する施策を構成する具体の取組というところですよ。

第3章、政策項目の(ア)、(イ)、(ウ)を具体的推進項目との一致を図っているというお話がございました。

これはすでにプランとしてあるものと思っています、今回、私の立場から言わせていただくと、非常に目玉となる幼児教育センター、新たにこちらを設置するというふうな文言が、資料7の2の40ページに具体的に述べられています。

この第3章4番の、知育、児童生徒の豊かな学力を育む(ア)の部分の具体的な施策、知育の児童生徒の豊かな学力の中で、小学生、中学生以降の場合ということで、作成してあるものがでるということになりそうですでしょうか。

かなり新しく就学前の教育について、幼児教育センター等の様々な具体的な取組がこちらの詳細プランの方には載っているんですけども、これをそのまま一致したものを使うということであれば、そこに何らかの説明とか、具体的なパブリックコメントなどを求めるときには、そういうふうなことも、具体的にどこかにつけるのでしょうか。

#### ○大内少子化・子育て支援担当課長

幼児教育センターの本文のお話しでございます。

先ほど事務局から御説明しましたが、今回の子どもプラン、政策推進プランの項目に再編をしております。

この幼児教育センターの項目につきましては、本日資料を配布しておりませんが、政策推進プランの知育、児童生徒の確かな学力を育みます、この項目の中に位置付けられておりますので、それに準じて、設定をされていたというものでございます。

#### ○阿部委員

わかりました。

ぜひ、新しい取組ですので、1月に私どもの研究の全県下の研修大会があったんですけども、この幼児教育センターについては、昨年度、一昨年度あたりから、話題には

でておりました。非常に私たちからすると、期待しておりますし、それから先進県、よく聞くのは福井県ですけれども、大きな成果を上げていると。

指導する側の幼稚園、こども園、保育園などの指導の様々なアドバイスやそれから、こちらにもあるように、保護者への保育サービスの充実というところについても、非常に成果を見ているという話をよく聞きますので、ぜひ岩手県、ちょっと質問じゃないけど申し訳ない、要望になりますか、岩手県方式と言いますか、岩手県でも期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

### ○遠山会長

他に御質問がある方は。

### ○八幡委員

公募委員の八幡と申します。

私自身は、相談窓口として、保健センター、あとは、生活困窮者自立相談支援機関を利用したことがあります。

ですが、13 ページの結果を見ると、そういったところに繋がらない方、相談相手として知らないという方が、非常に多いということが分かっています、誰に相談するかと言えば、家族、親族、友人、知人となると、身内の中でグルグルと相談が回っていて、家族内で抱え込むと変わらない。第三者の専門機関につながるためについていうことが、特に生活困窮であるとか、ひとり親、子どもの貧困、さっきありましたお金とか経済的なことを相談する相手がいないということも言っていたんですが、それから、第三者の専門的な窓口につながらないことにはいけないと思うんですが、周知の方法をこれから考えていくっていうことをおっしゃっていたんですが、おそらくその周知方法が一番難しいんだと思うんです。私は関心があるし、自分も当事者だったので、広報も見ると、新聞も見ると、そういった自分が頼りになりそうな窓口を調べて行ける。相談上手なんです。私は。周りの人たちを見ると、保健センターは、乳幼児健診の時だけ行くと思ってる方も多いですし、そういった生活困窮者、自立相談支援機関、奥州市の場合、社会福祉協議会暮らしあんしん応援室という、本当によろず相談、なんでも受けてくださるところがあるんですけども、そのことも知らない。周知の方法の御提案ですが、やっぱりお母さんたちのコミュニティーにアウトリーチでどんどん入っていく必要がもちろんあると思うんです。

例えば、子育て支援センター、子育て支援センターの先生もこういったところには疎いんです。

福祉の窓口というか、具体的に困窮した方たちをどう繋いでいくかということには、そこまで専門的な知識を持った方がいらっしやらないので、やっぱり子育て支援センターが繋いでもらえるとか、あるいはもっとお母さんたちのイベントごとを企画している

方たちもたくさんいらっしゃいます。そういったところでの、アウトリーチ。もちろんその場でなかなか行く方はいないと思いますが、チラシだけでも貰っておいて後からとか。敷居が高いっていうのが一番の問題だと思うので、気軽にどうしたら参加できるか。相談できるかっていうと、ある種のロコミだと思うんですね。私は、こういった場所に相談したことがあるので、周りの方たちに、ここ相談に行けるからそんな難しい気持ちでいかななくてもいいよということ、周知をロコミで言うてはいるんですけども、そういったロコミをする人たちがどんどん増えて、コミュニティーの中で周知されて行かないことには、上から「あります」と言われても、難しいんだろうなと思うんです。気軽に周知していくほかはないんだろうなと思います。そういったことの御提案です。

#### ○遠山会長

ありがとうございます。御提案をいただきました。何かコメントはありますか。

#### ○高橋子ども家庭担当課長

ありがとうございました。

まさに我々も今、この調査を行いまして、調査結果の検討委員会でありますとか貧困計画を策定するにあたっての部会、そういった場で議論しているんですけども、やはり委員の先生方からも、まさにそういった御意見を頂戴しておりまして、その支援に繋がらない方については、待っていたらだめだと、でいかなきゃだめだと。アウトリーチですね。そういった部分も必要だという御意見頂戴しております。

こういった形でそのアウトリーチをやっていったらいいのか、支援につなげたらいいのか。そのあたりを部会でも御意見をいただきながら議論をしているところであります。例えば、保育所でありますとか、学校でありますとか、子どもと接する機会の多い方々が気づいて、支援につなげてもらおうとかですね、そういったやり方もあるんじゃないかとか、いろいろ御意見をいただいているところです。

まさに今そういった制度設計をやっているところですので、今日いただいた御意見を参考にさせていただいていきたいと思えます。

新しい視点として、コミュニティーですとか、あるいは、気軽にといった視点を御指摘いただきましたので、そういったところも今後の制度設計に活用させていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

#### ○遠山会長

他にいかがでしょうか。

## ○古川委員

公募委員の古川と申します。

29 ページの学習支援事業に取り組む市町村数の現状値 21 とありますが、岩手県の中の 21、これは県が直接関わるものなのか、それとも NPO 法人に任せているものなのか。県はどのくらいの助成金をだしているものなのか、教えていただけないでしょうか。

## ○オ川主任主査

学習支援事業に取り組む市町村数でございますが、

こちら県民計画の政策推進プランの指標にもなっているもので、内容といたしまして、1 つは、国の制度に基づいて実施をしております生活困窮者の学習支援事業がございます。こちらは公費で行っているものです。それに加えて、公的な機関と別にですね、それぞれの、例えば、先ほどおっしゃいました NPO ですか、あとは任意の団体、社会福祉協議会とかが、実施しております。

例えば、子ども食堂といった、子どもの居場所づくりの取り組みの中で、学習支援を行っているものがございます。

こちらは、制度として行っているものではないんですけれども、県と市町村が、共同で立ち上げに要する経費の補助等を行っているところでございます。

それともう 1 つ、それぞれの市町村の取組として、これは全市町村というわけではありませんけれども、公営塾を実施している市町村がございます。

これらの取組を合わせまして、いずれかの学習支援の取組が行われている市町村の数が、現状値 2018 年度は、21 市町村ある。これを 2022 年度までに全市町村に広げていこうというような指標になっております。

## ○古川委員

私自身も金ケ崎町にある子ども食堂のボランティアをしております。

まだ学習支援の方には力を入れていないのですが、先ほどもお話しにありましたアウトリーチ、本当に必要な方々に行きわたっていないという現状があります。

それは、社会福祉協議会の方たちも理解していて、今後、私も携わっているという関係上、本当に支援を必要としている親や子どもたちに来てもらえるようなアウトリーチの仕方を、ぜひこういう会議でも御提案していただいて、それを持ち帰って実際の活動につなげられるようにしていきたいと思っております。

## ○遠山会長

御質問と御意見ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

## ○佐藤伸一委員

何点か教えていただきたいと思います。

今もお話ありがとうございました。相談する場所として色々なところがあるわけですが、例えば、若いママとかに相談に行ってねと言っても、敷居が高いっていうことがあって、ネットで調べた方がいいんじゃないみたいなことになっているっていうのがあるのかもしれない。

県で行っている貸付資金のことを申し上げるのは、大変失礼なんですけど、母子寡婦貸付資金ですけど、実体験でいうとですね、別に、窓口の人がとか相談員の人が悪いというわけではないのですが、言わざるを得ないから言うのだと思いますが、相談に行った時に、返すあてのない方には貸せませんよとか、保証人は、前の旦那さんに頼めないのとか、あるいは、地元にいる同一市町村にいる人しか保証人になりませんよとか、言われてしまうので、そうするとですね、なかなかもう相談に行きたくないっていう雰囲気になってしまって、貸付金もそうですし、生活相談とか、本当は受けていただければと思いますながらも、なかなかそうはいかないようです。

言わざるを得ないというのは、立場上、分かるんだけど、もう少し工夫できないのかなど。保証人について、統一市町村で、かつ、65歳以下、そういう人でないと保証人になれないと言われちゃうとですね、ちょっと敷居がますます高くなってしまって、ちょっと相談に行きたくないって話になったことが何回かあるので、なんとかそこを御配慮いただければ、何か機会にと思ったりしております。

それから、御説明あったと思うんですが、事業主の役割も明記していただいてありがたいと思うんですが、これは子どもを健やか育む条例の第7条に事業主の役割ということで、その事業主は、労働者が安心して子どもを生み、育てることができるような、必要な雇用環境の整備を行う、うんぬんと書いていただいている、大変ありがたいことですし、今回のプランでも、その役割を改めて明記していただいたことはありがたいんですが、事業主に誰が説明するんですかとちょっと思ったりしております。

今回の本会議には、県がいろんな会議でお呼びする事業主団体の方としては、同友会だけしかないので、そういったところにどのような働きかけをしていただけるのかなど。

私たちがいろんな場で、事業主の皆さんにはお願いをしていきたいと思っておりますけれども、県の考えがあれば、教えていただければと思います。

それからもう1点、先ほどの御説明で、県民計画の整合性についてもいろいろ御説明ありがとうございました。先週土曜日、18日の新聞報道によると、県の県民計画の第一期アクションプラン、施策推進プランの政策評価レポートの中で、子育て世代包括支援センターの設置促進ということをしたというふうに報道がございました。

子育て世代包括支援センターについては、私の記憶では、国の方針では、平成32年度までに全国展開する。全市町村に設置するっていうのが国の方向性だったかと思いません。

平成 32 年度末だったが、平成 31 年度末だったか定かではないが、令和 2 年が該当になると思われるわけですが、県内の子育て世代包括支援センターの設置状況、あるいは、どういうふうにして増やしていくかなどについて、お考えがあれば、お示しいただければなと思います。

それから中間案の中で、子育て世代包括支援センターについてですね、どこに記載があるか見つけられなかったのも、もし記載があれば教えていただきたいと思います。

#### ○高橋子ども家庭担当課長

まず、はじめに母子父子寡婦福祉資金について説明をしたいと思います。

おっしゃる通りですね窓口におきましては、その保証人の関係等を確認することとマニュアルにありますので、窓口の職員、聞かざるを得ないというのが実情でございます。

これも制度的にも国から示された方針等で確認することとなっております、やむを得ない部分もありますが、どこか緩和できるところはないのか、あるいは、緩和できないとしても、確認の仕方をどうやっていくかですね、そういったあたりを今後、現場の方と相談しまして、改善に努めたいと思います。

#### ○大内少子化・子育て支援担当課長

事業主への働きかけの仕方についてでございます。

県の方では、子育てに優しい企業の認証という制度がございます、企業もその子育て支援の推進を図っているところでございます。

これにつきましては、各企業を訪問しているほか、各商工団体等の会議がある場合には、県の方から出向いて説明をしていますので、その際に、この子どもプランの方針について、御説明をしたいと思いますと考えてございます。

それから、商工部局の方で、いわてで働こう推進協議会という協議会を設置しておりますので、そういった場も活用しながら、事業主への周知をしたいと思いますと考えております。

それから、子育て世代包括支援センターの設置促進という件についてでございます。子育て世代包括支援センターにつきましては、県内では、昨年度まで 9 市町で設置しております。

県としましては、このセンターの設置が、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援につながるということ、また、いわゆる気になるご家庭の早期の発見などによりまして、児童虐待防止に資するということから、設置を促進したいと考えております。

このため、今年度、平成 31 年度から、センター設置市町における活動経費の一部を支援するということによりまして、センターの設置を促進する岩手の妊産婦包括支援促進事業を実施しているところでございます。

結果、今年度は、3 市町増えまして、県内では今、12 市町で設置をされております、今後もすべての市町村での設置に向けて、市町村を支援して参りたいと考えてござ

います。

それから子どもプランの中の記載箇所がございます。2ヶ所ございます。

まず、資料7の2の子どもプラン中間案の30ページを御覧ください。

30ページの一番上のところ、ここは児童虐待防止対策の推進という項目です。

1番の項目で、児童虐待防止の推進のために、センターが必要であるということで設置を促進しますというのが一つ目でございます。

もう1ヶ所、記載がございます。83ページを御覧ください。83ページの、下の箱の一番上です。

妊娠出産から子育て期にわたり切れ目なく支援という観点からも、この包括センターの設置の促進を図っていくということでございます。失礼しました。もう1ヶ所ございます。33ページ。

33ページは、社会的養育体制の充実という項目。この33ページの一番上、この観点からも、支援センターの設置が必要という認識でございますので、今申し上げました県の事業等を活用しまして、各市町村でも設置が進むように、取り組んで参りたいと考えています。

#### ○佐藤伸一委員

ありがとうございました。ちゃんと読まなくて、失礼しました。

市町村の皆さんのお話を聞いたりすると、子育て世代包括支援センターあり、子ども家庭総合支援拠点あり、要保護児童対策地域協議会あり、どこで何をやればいいのか。小さい町村で、どれも作らなければならないのかとか、あるいは、さっき阿部先生からお話があった幼児教育センターなど。そういったものを全部だとなかなか大変だからどれをやったらいいのかなど。子育て支援の中で、厚生省の言い方は、看板1つで、みんなは入っているみたいな言い方をしていますけど。

3ヶ所さらに増えたっていうことは、県の取組の成果だと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

#### ○遠山会長

他に御意見、御質問ありませんか。

#### ○遠藤委員

岩手県私立保育園連盟の遠藤と申します。

28ページの修正項目で、一番下の、②の「ひとり親世帯等」の等を入れたとのことでしたが、その隣の「ひとり親世帯の保護者」にも等を入れるという理解でよろしいでしょうか。

#### ○高橋子ども家庭担当課長

申し訳ありません。私の説明が不足しておりました。こちらのネットワークにつきましては、現在、想定している形として、ひとり親支援に取り組んでいる関係機関とのネットワークをまずは作ろうということで検討しているところでございます。こちらには、等は、入れない予定としております。

その次のポツのところ、様々な経済的な支援制度が漏れなく活用されるように、という取組を、生活や教育に関する経済的な支援制度が必要な世帯に漏れなく活用されるよう、周知、活用を促進しますという記載がございますが、こちらについては、ひとり親に限らず、貧困世帯等を対象としていくことを想定しています。

#### ○遠藤委員

先に、「民間から含めた関係機関等のネットワーク」をとすると、より理解がしやすいかと思います。

#### ○高橋子ども家庭担当課長

そのように修正をしたいと思います。

#### ○遠山会長

他にありませんか。

#### ○古川委員

46 ページの共に学び、共に育つ特別支援教育を進めますについてですけれども、金ケ崎町で発達障害、発達に困難を感じる子どもと親のサークルの代表をしております。そこで、金ケ崎の福祉協議会で、この間、療育部会というのが行われまして、そこで、幼保小中の先生たちが集まった話し合いの中で、引継ぎシートの問題がでました。現状値、数値がありません。2020年、今年50%を目指しているということで、その行政によって引継ぎシートが行われている場所もありますし、特別支援教育クラスにいる子どもたち、また、発達障害の診断された子どもたちは、保健センターの方からアセスメントシート、計画相談のシートみたいなのはいただいておりますが、それが非常に書きにくかったり、時代にそぐわないような感じのものが多く、これはぜひ県の方で統一していただいた引継ぎシートを、小学生だけではなく、幼保の時からその子のトリセツみたいな形で、引き継ぎしてもらおうと、先生たちも情報が、幼保から小学校、小学校から中学校、中学校から高校に引き継いでいけるようなものがあつたらいいなと思いますが、それも、プライバシーとか、あと、紙媒体にするのか、データにするのかってことで、ちょっと意見がいろいろ分かれまして、県の方でも引継ぎシートやアセスメントシートとかについてはいろいろ、多分、この発達障害、特別支援に関わる人たちはいろいろ考

えているところだと思いますが、ここの引継ぎシートの大事さを県の方にもわたっていただき、こちら方にも力を入れていただけると助かります。よろしくお願いします。

#### ○遠山会長

御意見ということで伺います。コメントはありますか。

#### ○六角主事

教育企画室の六角と申します。

今日、担当課が来ておりませんので、いただいた件につきましては、お伝えしますとともに、引継ぎシートの活用については、令和2年度から、県内の数地区、地域の協力を得ながら、研究等をしている最中ですので、もう少しお時間いただければ、活用しやすい形になるかは存じます。引き続き取組んで参りたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

#### ○遠山会長

他にございませんか。

それでは、議題が終わりますので、次は、皆さんのお手元の次第の5番に入ります。その他でございます。この際、何かご発言がございましたらお願いします。

#### ○佐藤伸一委員

保育士さんとか学童の指導員さんの処遇改善ということについては、前のこの会議でも触れさせていただきましたけど、保育士の処遇改善加算について、12月21日の報道各紙で、会計検査院が調査した結果、6,089施設を調査したうち、357施設で、7億円を超える未払がですね、本来払わなければならないものを払わなかったという報道が大きく各紙に取り上げられておりました。

私どもの認識としては、この処遇改善加算は、保育士のなり手がなくて大変だなということ、なんぼかでも給料、賃金を上げて、働く人を増やしましょうということ、これ介護と看護も同じような制度はあろうかと思えますけど、そんなようなことで、報道を見るだけでは、指摘を受けた多くの施設が、失念していたとか、支払いを忘れていたというような話なんですけど。

ちょっと理解に苦しむんですが、申請して、お金もらって、忘れてましたという話はどうかと思うんですけど。本県では、そのような指摘を受けた施設はないと思われていますが、この間も申し上げたように、受けた交付金が、その末端の職員の人たちの処遇改善に繋がってるのかっていうのが私どもの問題意識なもんですから、本県ではないと思えますけども、今後このようなことが本県ではないようにしなくてはいけないということと、それから現場の職員の方の処遇改善がこれから進む上で、県として、今、お考え

になっていることがあれば、教えていただければと存じます。

#### ○大内少子化・子育て支援担当課長

ただいまの御意見でございますが、若干説明をしますと、昨年、会計検査院で、子ども子育て支援に関する調査を行いました。参議院からの要請で行ったということでございまして、昨年の12月にその結果が公表され、ホームページに載っております。

先に申し上げますが、県内の施設で指摘を受けたところはありません。会検では、全国のこの6,089施設を抽出をして、この処遇改善加算が適切に職員の方まで支払われているかどうかという確認、調査を行ったということでございます。

この処遇改善加算、二つございますが、いわゆる賃金改善でございますが、処遇改善加算の1と2、2つありまして、1については、勤続年数に応じて加算するもの、処遇改善の2につきましては、主任保育士であるとか、若手のリーダー的な方を発令して賃金を改善する。この二つがございます。

会計検査院では処遇改善の1と2が適切に職員の方まで支給されているかどうか確認をした結果、処遇改善加算1、勤続年数に応じて支払う部分については、357施設の合計6億147万円余について、処遇改善2については、303施設の1億1,803万円余について、職員の賃金改善に充てられていない状況ということが確認をされております。

これを踏まえまして、この報告書の中では、内閣府において、保育士等の処遇改善に当たり、処遇改善加算1及び処遇改善加算2に残額が生じるなどとした場合に、保育所等がその全額を翌年度に職員の賃金改善にあてているか確認等を行うとともに、残額を確実に職員の賃金改善にあてるよう、保育所等に対して指導等を行うなどするように市町村に周知することという所見が示されております。

処遇改善加算については、市町村においてその実施状況を確認することとされておりますので、改めてその制度について周知を行うようにと所見がでております。

まだ内閣府の方から所見を踏まえた対応について通知が来ておりませんが、県としましては、この所見を踏まえまして、また、内閣府等からの通知を踏まえまして、適切に対応して参りたいと考えております。

#### ○佐藤伸一委員

ありがとうございます。

保育に限らず、高齢施設でもよく言われることですが、手続きが煩雑だとか、あるいは、仕組みがよくわからなくて、難しいとかっていうお話いろんな施設の方々から聞くので、悪意なくて、制度がちょっと理解不足で、それで失敗してしまったという部分も多いかと思うんですが、介護の方は、雇用労働安定センターの岩手支部というところが、岩手労働局の外局ですけども、そこが介護施設を回って、この加算の制度の説明だとか、手続き方法だとか、そういうようなことをいろいろ周知したりしてるようなんですけど

も、保育の先生とか事務の方とか法人の方もいろいろ大変かと思うんで、間違いのないようにいろいろ周知をできればというふうに思います。

### ○八幡委員

私、奥州市で岩手奥州ダブルケアの会の代表しております。

そこで、ダブルケアの皆さんたちから、子育て世代包括支援センターができるらしいという期待。それから、地域包括ケアシステムができるらしいという期待の声、すごく、奥州市に限らず全国のダブルケアの仲間さんたちから聞こえているんですけども、ダブルケアの場合、地域包括ケアシステムもそれから子育て支援センターもどちらにも関わる内容なんですけれども、また大きな二つの縦割りができるだけじゃないかというような危惧もあるので、そのところをどのように進めていくのかを、地元を持ち帰って説明したいと思ったので、わかる範囲で教えていただければと思っています。

### ○門脇子ども子育て支援課総括課長

御意見いただきましたとおり、地域包括ケアシステムといいますか、こちらの方の歴史があるところでございますけれども、地域の様々な方々が関わって、地域の中で支えて、その地域の中で生活できるようにというものと理解しております。

今回の子育て世代包括支援センターにつきましては、同様の考え方ではありますが、先ほどのプランの中でも説明申し上げましたとおり、いわゆる結婚から妊娠出産、子育てまで切れ目のなく支援をしていくということの一環として、あるいは、児童虐待防止の観点とか、様々な観点から、取組を推進しているもので、縦割りというお話しではございますけれども、今回、他のところでも御意見でしたが、子育て世代包括支援センターにしましても、市町村にあります児童虐待関係の要保護児童対策地域協議会につきましても、共通して関わっていただいているということがあるかと思えます。

それぞれ目的が異なりますが、それぞれの地域の中ですね、高齢者であれ、子どもさんであれ、それこそ貧困の方々であれ、それぞれが地域の中で、暮らしやすいようにという観点ですね、関わっていただきながら、支援していきたいというふうなことだと思います。

ですので、先ほど佐藤委員からお話しがございましたけれども、2枚看板、3枚看板ですね、できるところはそういうやり方というのはあるかと思います。

特に今の小規模な町村ですと、なかなかそういう制度ですね、自前で全部整備するのは難しいと思いますので、様々な機関が関わりながら、それぞれの地域の中の実情に応じてですね、やりやすい方策を県としましてもお奨めしていきたいというふうに考えております。

ですので、手間だけかかって縦割りということではなくて、皆さんが関わりながら、それぞれの目的に沿ってですね、看板を2つ、あるいは、3つと掲げて、推進できない

かというところは、県としてもですね、関係部局とも連携を取りながら進んでいきたいと思っておりますので、ぜひ、そういったような前向きな姿勢で取り組ませていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○八幡委員

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

#### ○遠山会長

それでは時間も押して参りましたので、その他、事務局からありますでしょうか。

#### ○野原部長

部長の野原でございます。

遠山会長、円滑な審議、進行ありがとうございます。

また、今日御説明しましたとおり、今年は子どもプランの他にも様々な計画を策定しております。

大塚会長をはじめ、部会の先生方に多くの審議会で御審議いただきながら進めております。改めて感謝申し上げます。

本日もいわて子どもプランについて、様々委員の方から御意見をいただきました。

子どもの貧困の部分、ひとり親家庭を始め、そういった方々に様々な福祉の制度が十分知られていないですし、それをどう活用していただくのかということにつきます。

今日、八幡委員、古川委員、佐藤委員から、そういった点で様々な具体的な御意見をいただきました。

引き続き部会の中でも、御意見をいただきながら、この問題、県としても取組を進めて参りたいというふう考えております。

また、ダブルケアのお話もございました。ダブルケアであるとか、ひきこもりであるとか、従来の福祉の制度で想定しなかったという語弊がありますけれども、従前縦割りの部分で制度はあったんですが、二つ抱えている方とか、制度だけでできないケースも増えてくるんだろうと思います。

保健、医療、福祉、教育、また、民生委員、児童委員、また、地域の方々、そういった方々が連携して、こういった問題に取り組んでいかなきゃならないというふう考えております。

今日、子ども子育て会議も、県庁の関係各課、縦割りにならないという趣旨で出席して、いただいた意見はそれぞれ持ち帰って、それぞれの立場で、連携して取り組んで参りたいと考えております。

また、今日、報告で申し上げましたけれども、このプランにつきましては、子どもの生活実態調査、多くのお子さん、保護者の方、関係の方々の御協力いただいた貴重な調

査ですので、きちっとこれ反映させたいということで、お時間をいただいております。もうしばらく、このプランの策定にお付き合いをいただければと考えております。

また、プランにつきましては、90 ページを超える大部な資料でございまして、時間の関係ですべて説明できない部分がございます。

新任の委員の皆さんにおかれましては、お手すきの時間にお目通しいただきまして、何か意見であるとか、質問事項がございましたらば、事務局の方に申し付けいただければと考えております。

本日はありがとうございます。

#### ○遠山会長

それでは、私の担当する部分は終わりとなります。皆様、円滑な進行に御協力いただき、ありがとうございます。

それでは事務局にお返しします。

#### ○大内少子化・子育て支援担当課長

遠山会長様、ありがとうございました。

本日は、長時間にわたり御議論をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第5回岩手県子ども・子育て会議を終了いたします。

なお、本日お配りしました資料につきましては、お手荷物でございますが、お持ち帰りいただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。